

認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)

法人名	特定非営利活動法人 日本心療内科学会	実績判定期間	2011年10月1日～2013年9月30日	
実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数の合計 数が年平均100人以上であること				チェック欄

【留意事項】

- 寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それの方を寄附者の数に含めないでください。

実績判定 期間内の 各事業年度	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ
	自	2011年10月1日	2012年10月1日	年 月 日	年 月 日
至	2012年9月30日	2013年9月30日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 3,000 円以上の 寄附者の数が 100 人以上である	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

- 寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。  
 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。  
 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それの方を寄附者数から除いていますか。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年 3,000 円以上の寄附者の数が年 100 人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均 100 人以上かどうかを判定してください。

年 3,000 円以上の 寄附者の数	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	合計	
	73 人	182 人	人	人	人	A	255 人
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	24 月

$$\begin{array}{c} \text{実績判定期間の年 3,000 円以上の寄附者数} \\ \times 12 \\ \hline \text{実績判定期間の月数} \end{array} = \boxed{\quad} \geq 100 \text{ 人}$$

A      255 人      B      24 月

【注意事項】

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前 5 年（認定を受けたことのない法人の場合は 2 年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
- したがって、例えば、3 月決算法人が 24 年 6 月に申請書を提出する場合、実績判定期間は 19 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日（認定を受けたことのない法人の場合は 22 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日）となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です。）。
- なお、認定審査の過程において、年 3,000 円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。

認定基準等チェック表（第2表）

法人名	特定非営利活動法人 日本心療内科学会		チェック欄																				
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること																							
<p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるもの有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>																							
実績判定期間																							
すべての事業活動に係る金額等		.....	① (指標) 35,157,264 円																				
①のうちイ～ニの活動に係る金額等		.....	② 5,854,269 円																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">イ</td> <td>会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等</td> <td>③</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等</td> <td>④</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等</td> <td>⑤</td> <td>5,854,269 円</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等</td> <td>⑥</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計 (③+④+⑤+⑥)</td> <td>⑦</td> <td>5,854,269 円</td> </tr> </table>				イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	③		ロ	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	④		ハ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	⑤	5,854,269 円	ニ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	⑥		合 計 (③+④+⑤+⑥)		⑦	5,854,269 円
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	③																					
ロ	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	④																					
ハ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	⑤	5,854,269 円																				
ニ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	⑥																					
合 計 (③+④+⑤+⑥)		⑦	5,854,269 円																				
基準となる割合 (②÷①)		.....	⑧ 16.65%																				
<p>口の内訳：便益が及ぶものが全て会員に限定される事業費</p> <p>平成 24 年度学術奨励賞「河野賞」事業費 100,000 円（賞金）</p> <p>平成 24 年度登録医・専門医認定事業費 2,565,475 円</p> <p>平成 25 年度学術奨励賞「河野賞」事業費 100,000 円（賞金）</p> <p>平成 25 年度登録医・専門医認定事業費 2,777,345 円</p> <p>ドイツ心身医学会交流シンポジウム開催費（H25） 311,449 円</p> <p>合計 5,854,269 円</p>																							

## 認定基準等チェック表（第3表）

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 日本心療内科学会					チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること						
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること						
(1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等						
□ 各社員の表決権が平等であること						
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること						
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						
イ						
区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
	①	②	③	④	⑤	
④	23年10月1日 ～ 24年9月30日	29人	人	0 %	3人	10.3 %
⑤	24年10月1日 ～ 25年9月30日	30人	人	0 %	3人	10 %
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑧	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		28人	0人	0 %	2人	7.1 %
⑨ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。						
□						
各社員の表決権が平等である		④	⑤	⑥	⑦	⑧
上記を証する書類の名称とその内容等		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
定款第31条に「会議の構成員の表決権は平等なものとする」と規定		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

## (注意事項)

- ・認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記□の記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

② 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無

## (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項目	記載要領	注意事項
イの各欄	区分欄の「Ⓐ」から「Ⓔ」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「Ⓔ」について、上記イに記載する各期間（「Ⓐ」から「Ⓔ」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「Ⓔ」について、上記イに記載する各期間（「Ⓐ」から「Ⓔ」）を示したものです。	

## 役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 日本心療内科学会	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
役員数		29人	30人	人	人	人	28人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	0人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3人	3人	人	人	人	2人

## 役員の内訳

### (注意事項)

（注意事項）  
認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 役員の状況

第3表付表1

氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						
				(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	申請時	就任・退任年月日
中井 吉英	[REDACTED]	理事長	[REDACTED]	○	○				○	2005/5/20 (設立時) 就任 2008/10/1 理事長就任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任
吾郷 晋浩	[REDACTED]	理事	[REDACTED]	○						2005/5/20 (設立時) 理事長就任 2008/10/1 再任 2010/10/1 再任 2012/9/30 任期満了
赤林 朗	[REDACTED]	理事	[REDACTED]	○	○				○	2005/9/21 就任 2008/10/1 再任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任
芦原 瞳	[REDACTED]	理事	[REDACTED]	○	○				○	2005/5/20 (設立時) 就任 2008/10/1 再任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任
荒木登茂子	[REDACTED]	理事	[REDACTED]	○	○				○	2008/10/1 就任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任
生野 照子	[REDACTED]	理事	[REDACTED]	○	○				○	2008/10/1 就任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任
石川 俊男	[REDACTED]	理事	[REDACTED]	○	○				○	2005/5/20 (設立時) 就任 2008/10/1 再任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任

石津 宏		理事	○	○				○	2005/5/20 (設立時) 就任 2008/10/1 再任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任
井出 雅弘		理事	○						2008/10/1 就任 2010/10/1 再任 2012/9/30 任期 満了
乾 明夫		理事	○	○				○	2008/4/1 就任 2008/10/1 再任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任
江花 昭一		理事	○	○				○	2005/5/20 (設立時) 就任 2008/10/1 再任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任
久保 千春		理事	○	○				○	2005/5/20 (設立時) 就任 2008/10/1 再任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任
黒川 順夫		理事	○	○				○	2005/5/20 (設立時) 就任 2008/10/1 再任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任
小牧 元		理事	○						2008/10/1 就任 2010/10/1 再任 2012/9/30 任期 満了
小山 敏子		理事	○	○				○	2008/10/1 就任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任
佐々木大輔		理事	○	○				○	2005/5/20 (設立時) 就任 2008/10/1 再任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任

末松 弘行		理事	○						2005/5/20 (設立時) 就任 2008/10/1 再任 2010/10/1 再任 2012/9/30 任期 満了
坪井 康次		理事	○ ○					○	2008/4/1 就任 2008/10/1 再任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任
久村 正也		理事	○ ○					○	2005/5/20 (設立時) 就任 2008/10/1 再任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任
橋爪 誠		理事	○						2008/10/1 就任 2010/10/1 再任 2012/9/30 任期 満了
本郷 道夫		理事	○ ○					○	2005/5/20 (設立時) 就任 2008/10/1 再任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任
村上 正人		理事	○ ○					○	2005/5/20 (設立時) 就任 2008/10/1 再任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任
村上 典子		理事	○ ○					○	2008/10/1 就任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任
山岡 昌之		理事	○ ○					○	2005/5/20 (設立時) 就任 2008/10/1 再任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任
小野 繁		監事	○ ○						2008/11/30 就任 2010/11/20 再任

									2012/11/17 任期 満了
松野 俊夫		監事		○	○				2008/11/30 就任 2010/11/20 再任 2012/11/17 任期 満了
前沢 政次		理事		○	○			○	2011/10/1 就任 2012/10/1 再任
福永 幹彦		理事		○	○			○	2011/10/1 就任 2012/10/1 再任
須藤 信行		理事		○	○			○	2011/10/1 就任 2012/10/01 再任
岡田 宏基		理事			○			○	2012/10/1 就任
福土 審		理事			○			○	2012/10/1 就任
金子 宏		理事			○			○	2012/10/1 就任
坂野 雄二		理事			○			○	2012/10/1 就任
千葉 太郎		監事			○			○	2012/11/17 就任
林 吉夫		監事			○			○	2012/11/17 就任

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 日本心療内科学会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	電子データアウトプット (会計ソフト)	1週間毎	10年間
仕訳帳	電子データアウトプット (会計ソフト)	〃	10年間
総勘定元帳	電子データアウトプット (会計ソフト)	〃	10年間

## (記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 認定基準等チェック表（第4表）

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 日本心療内科学会						チェック欄																																			
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること																																										
<p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>□ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>																																										
<p>イ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>Ⓐ</th> <th>Ⓑ</th> <th>Ⓒ</th> <th>Ⓓ</th> <th>Ⓔ</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>							項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無								
項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時																																				
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																				
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																				
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																				
<p>ロ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>Ⓐ</th> <th>Ⓑ</th> <th>Ⓒ</th> <th>Ⓓ</th> <th>Ⓔ</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>							項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時	役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時																																				
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																				
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																				
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																				
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																				

## (注意事項)

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## (第4表 次葉)

ハ

項目		実績判定期間
事業費の総額	①	35,157,264 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	35,157,264 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

- ④ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

二

項目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	9,043,939 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	8,625,146 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	95.37%

## (注意事項)

「認定基準等チェック表（第4表 次葉）」（ハ及びニ）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。

## 役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人 日本心療内科学会																																																																										
<p>役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係<sup>(注1)</sup>にある者に対する報酬又は給与の支給等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</li> <li>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</li> <li>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</li> </ul>																																																																											
<p>1 役員報酬の支給</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>職名</th> <th>支給期間等</th> <th>支給金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>なし</td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 役員の親族等<sup>(注2)</sup>である職員に対する給与の支給</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受給者の氏名等</th> <th>役員との関係</th> <th>支給期間等</th> <th>支給金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>なし</td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr> </tbody> </table> <p>(注2)「役員の親族等」とは、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます。      「特殊の関係」とは、(注1)の②の「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」を「役員」と読み替えた関係をいいます。)</p> <p>3 給与を得た職員の総数及び総額</p> <table border="1"> <tr> <td>集計期間</td> <td colspan="3">平成23年10月1日～平成25年9月30日</td> </tr> <tr> <td>給与を得た職員の総数</td> <td colspan="3">左記の職員に対する給与総額</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td colspan="3">9,666,886円</td> </tr> </table>				氏名	職名	支給期間等	支給金額	なし			円				円				円				円				円				円				円	受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額	なし			円				円				円				円				円				円	集計期間	平成23年10月1日～平成25年9月30日			給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額			4	9,666,886円		
氏名	職名	支給期間等	支給金額																																																																								
なし			円																																																																								
			円																																																																								
			円																																																																								
			円																																																																								
			円																																																																								
			円																																																																								
			円																																																																								
受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額																																																																								
なし			円																																																																								
			円																																																																								
			円																																																																								
			円																																																																								
			円																																																																								
			円																																																																								
集計期間	平成23年10月1日～平成25年9月30日																																																																										
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額																																																																										
4	9,666,886円																																																																										

## (注意事項)

- ・「役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2(初葉)

法 人 名	特定非営利活動法人 日本心療内科学会				
<p>1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係<sup>(注)</sup>にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</li> <li>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</li> <li>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</li> </ul>					
(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）					
取引先の氏名等	法人との 関 係	譲渡資産の内容	譲 渡 年月日	譲 渡 価 格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

  

(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）					
取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付 年月日	対 価 の 額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

## (注意事項)

- ・「財産の運用及び事業運営の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 第4表付表2（次葉）

## (3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他の取引条件等
別紙記載				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

## 2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

定款第4章 役員等 に規定

## 3 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住 所 等	支 出 金 額	支 出 年 月 日	寄 附 の 目 的 等
なし				

## (注意事項)

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第4表付表2

## (3)役務の提供(施設の利用等を含む)

年度	取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
平成 24 年度		理事(会長)	第17回学術大会開催	2012/1/18	800,000 円	開催補助
		会員	河野賞	2011/11/26	100,000 円	学術奨励賞
		理事	シンポジウム座長謝礼	2011/11/26	5,000 円	図書券
		会員	シンポジウム講師代	"	22,222 円	源泉税:2,222円含む
		理事	シンポジウム講師代	"	22,222 円	"
		会員	シンポジウム講師代	"	22,222 円	"
		会員	シンポジウム講師代	2012/3/11	22,222 円	源泉税:2,222円含む
		会員	シンポジウム講師代	"	22,222 円	"
		会員	シンポジウム座長謝礼	"	11,111 円	源泉税:1,111円含む
		理事	シンポジウム座長謝礼	"	11,111 円	"
		理事	シンポジウム座長謝礼	"	11,111 円	"
		理事	役員選挙開票立会い	2012/6/3	7,777 円	源泉税:777円含む
		理事	"	"	7,777 円	"
		会員	"	"	7,777 円	"
		監事	"	"	7,777 円	"
		理事	認定審査試験官代	2012/7/7	22,222 円	源泉税:2,222円含む
		会員	"	"	22,222 円	"
		会員	"	"	22,222 円	"
		会員	"	"	22,222 円	"
		会員	"	"	22,222 円	"
		会員	"	"	22,222 円	"
		会員	"	"	22,222 円	"
		理事	認定審査試験官代	2012/7/8	22,222 円	"
		会員	"	"	22,222 円	"
		会員	"	"	22,222 円	"
		会員	"	"	22,222 円	"
		理事	"	"	22,222 円	"
		会員	"	"	22,222 円	"
		理事	講習会講師代	2012/9/8	55,555 円	源泉税:5,555円含む
		理事	"	"	55,555 円	"
		理事	"	"	55,555 円	"
		会員	"	"	55,555 円	"
		理事	講習会座長謝礼	"	5,000 円	クオカード
		会員	"	"	5,000 円	"
		会員	"	"	5,000 円	"
		会員	"	"	5,000 円	"
平成 25 年度		理事(会長)	第18回学術大会開催	2012/12/3	800,000 円	開催補助
		"	"	2013/9/30	1,600,000 円	"
		会員	シンポジウム座長謝礼	2012/11/17	5,000 円	クオカード
		会員	"	"	5,000 円	"
		会員	"	"	5,000 円	"
		会員	"	"	5,000 円	"
		会員	河野賞	2012/11/17	100,000 円	学術奨励賞
		会員	シンポジウム講師代	2013/3/3	22,222 円	源泉税:2,222円含む
		理事	認定試験官代	2013/7/6	22,222 円	源泉税:2,222円含む
		会員	"	"	22,222 円	"
		会員	"	"	22,222 円	"
		会員	"	"	22,222 円	"
		理事	"	"	22,222 円	"
		監事	"	"	22,222 円	"
		理事	"	"	22,222 円	"
		会員	"	"	22,222 円	"
		会員	"	"	22,222 円	"
		会員	"	"	22,222 円	"
		監事	講習会講師代	2013/7/28	33,333 円	源泉税:3,333円含む
		理事	"	"	33,333 円	"
		会員	"	"	33,333 円	"
		会員	"	"	33,333 円	"
		会員	講習会座長謝礼	"	5,000 円	クオカード
		会員	"	"	5,000 円	クオカード

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 日本心療内科学会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		
<p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び用途並びにその予定日を記載した書類</p>		
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p>		<p>同 意</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない</p>
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の末における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p>	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引</li> <li>・ 役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者）との取引</li> </ul> <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び用途並びにその実施日</p> <p>⑧ 認定基準等チェック表の第3表（ロに係る部分を除く）、第4表イ及びロ、第5表並びに第7表に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類</p>	
ヘ	<p>① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し</p> <p>② 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し</p>	

## (注意事項)

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 日本心療内科学会
-----	--------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄										
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の同法第29条の規定による所轄庁への提出の有無											
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>Ⓐ</td><td>Ⓑ</td><td>Ⓒ</td><td>Ⓓ</td><td>Ⓔ</td></tr> <tr> <td>有・無</td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>有・無</td></tr> </table>		Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ							
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無							

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄												
法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無													
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>Ⓐ</td><td>Ⓑ</td><td>Ⓒ</td><td>Ⓓ</td><td>Ⓔ</td><td>申請時</td></tr> <tr> <td>有・無</td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>有・無</td></tr> </table>		Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時								
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無								
④ 認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。													

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える時間が経過していること	チェック欄		
事業年度	10月1日～9月30日	設立年月日	平成17年5月20日

(注意事項)

- ・法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 日本心療内科学会	チェック欄
	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかる、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。	
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
二 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup>		
2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに県知事及び市長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります <sup>(注3)</sup> ）。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうちに、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
---	----------------------------------	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
---	---------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに県知事及び市長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・いいえ

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

**寄附金を充当する予定の事業内容等**

法人名	特定非営利活動法人 日本心療内科学会
-----	--------------------

事業名	具体的な事業内容	実施予定期月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人數	寄附金充当予定額
●災害支援プロジェクト(被災地支援)	①学会から派遣するボランティア医師の活動費用全般 ②医療支援報告会及び被災地医療に関するセミナーの開催	平成23年10月から 活動中 平成26年一度中	宮城県 岩手県 場所未定	約100名	不特定多数の一般市民 医療関係者および一般市民	年間100から150万円 100万円
●心療内科学に関する学術研究および教育普及	① 総会・学術大会及び市民公開講座の開催 ② 学術講習会の開催 ③ 学会誌の発行 ④ シポジウムの開催 ⑤ 心療内科の用語集・翻訳本等の作成 ⑥ 学術奨励賞の授与 ⑦ 国際交流企画	年1回 年2回 年4冊 年2回 随時 年1回 年2回	全国 全国 全国 全国 全国 総会 全国		会員&心療内科学に 関心のある一般市民 会員&心療内科学に 関心のある一般市民 会員&心療内科学に 関心のある一般市民 会員&心療内科学に 関心のある一般市民 会員	200万円 100万円 150万円 50万円 200万円 10万円 30万円

**寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名**

ゆうちょ銀行	特定非営利活動法人日本心療内科学会
三菱東京 UFJ 銀行	特定非営利活動法人日本心療内科学会 理事長 中井吉英
三菱東京 UFJ 銀行	特定非営利活動法人日本心療内科学会 災害支援プロジェクト 理事長 中井吉英
三菱東京 UFJ 銀行	特定非営利活動法人日本心療内科学会 桂記念治療的自我研究基金 理事長 中井吉英
三菱東京 UFJ 銀行	特定非営利活動法人日本心療内科学会 国際交流基金 理事長 中井吉英
千葉銀行	特定非営利活動法人日本心療内科学会 河野賞 理事 中井吉英